臨床検査外部委託業務

入札説明書

令和８年６月

学校法人　自治医科大学

臨床検査外部委託業務契約に係る入札公告（令和８年６月 12 日付け）に基づく入札等については、この入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する者は内容を熟知の上、入札すること。

１　入札に付する事項

（１）業務の名称及び数量：　臨床検査外部委託業務契約

（２）業務の内容：別途仕様書のとおり

（３）履行期間：令和８年７月１日から令和 10 年５月 31 日まで

（４）履行場所：自治医科大学附属病院　栃木県下野市薬師寺 3311 番地１号

２　入札手順

（１）本学が定める入札参加資格(後記３)を確認のうえ、入札公告時資料「入札参加表明書」等、次に定める資料を期日までに提出すること。

【入札参加表明書提出期日】

令和８年６月 16 日（火）　17 時 00 分 まで　※必着

提出書類：入札参加表明書

入札参加資格決定通知書（写）

※いずれかの都道府県における通知書の写

＊PDF 化し、担当者あてメールで提出（本書は、入札当日持参すること。）

（２）入札参加表明書提出者に対し、仕様書を送付するので、仕様書要件を確認のうえ、仕様書要件に関する資料を期日までに提出すること。

送付資料：仕様書

【仕様書要件資料提出期日】

令和８年６月 19 日（金）　まで

＊PDF 化し、担当者あてメールで提出（本書は、入札当日持参すること。）

（３）入札に参加する資格を有することを確認できた場合には、本学から「入札参加資格確認通知書」及び入札関係書類等を送付する。

【入札参加確認通知書送付予定日】

令和８年６月 22 日（月）　まで

申請された E-mail アドレスに返信する。

送付資料：入札参加確認通知書

入札関係書類（入札書・委任状）

質疑書

入札内訳書

３　入札参加資格

（１）この公告の日以前に、いずれかの都道府県において一般競争入札に参加できる資格を得た者とする。

（２）一般財団法人医療関連サービス振興会による医療サービスマーク（衛生検査所）の認定を受けていること。

（３）CAP（米国臨床病理医協会）、ISO15189 の資格認定を取得していること。

（４）日本医師会、日本臨床衛生検査技師会による精度評価を受けていること。

4　契約条項を示す場所

栃木県下野市薬師寺 3311 番 1 号　自治医科大学　病院事務部用度課

5　入札を執行する場所及び日時

円滑な入札執行のため、入札書及び入札内訳書は、電子媒体（電子メール）又は持参により提出すること。

ただし、電子媒体（電子メール）により提出した場合は、後日、**入札関係書類及び入札内訳書及び必要書類※1**の原本を紙媒体により提出すること。

(1)入札書、入札内訳書等の提出日

日　時　　令和 8 年 6 月 25 日　12 時まで(時間厳守)

提出先アドレス　youdoka1@jichi.ac.jp

※電子媒体（メール）で提出する際は、提出ファイルにパスワードを設定し、当該パスワードについては別途 matsunao@jichi.ac.jp 宛（用度課長）に電子メールにより送付すること。

※入札書の入札金額と電子媒体の入札金額については同一とすること。金額に相違がある場合は、安価な入札書を有効な入札書として取り扱う。

※入札書（委任状）及び見積書の日付は入札執行日（6 月 25 日）を記入すること。

※必要書類（PDF データでの提出可）

①一般財団法人医療関連サービス振興会による医療サービスマーク（衛生検査所）登録書の写し

②ＣＡＰ（米国臨床病理医協会）認定書の写し

③ISO15189 資格認定の認定証の写し

④社団法人日本医師会が行う外部精度管理の参加証明

⑤日本臨床衛生検査技師会が行う外部精度管理の参加証明

(2) 開札

日　時　　令和 8 年 6 月 25 日（木）12 時

場　所　　自治医科大学附属病院　用度課（栃木県下野市薬師寺 3311-1）

※入札結果は、後日通知する。

6　入札保証金

免除する。

7　入札条件

（１）**本入札は、1 項目ごとに落札者を決定するものである。**

（２）契約交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額(消費税等相当額を差し引いた金額)を入札書に記載すること。

（３）入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した入札内訳書を提出すること。

なお、契約に要する費用（印紙が必要な場合は２部を含む）は、本業務の積算に含むものとする。

（４）入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。

（５）入札書の記載事項については、これを訂正することができない。

（６）提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

（７）この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても４７都道府県全てで業務委託に係る競争入札等参加停止措置を受けていない。

（８）再度の入札において初度入札の最低価格以上の価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加させない。

（９）次の入札は無効とする。

① 学校法人自治医科大学業務委託等契約規程（別紙抜粋）第６条及び第７条に規定する者の入札

② 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

③ 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く。）

④ 記名押印のない入札

⑤ 当初の入札に参加しなかった者が行った再入札

⑥ 入札書記載の調達件名、価格、氏名、その他の事項を確認できないもの

⑦ 調達件名に重大な誤りがあるもの

⑧ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

⑨ 代理人が入札する場合、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び印のないもの

⑩ 入札者又はその代理人が同一事項について２以上の入札をした入札

⑪ 同一人が２人以上の入札の代理人としてした入札

⑫ 談合、その他不正な行為があったと認められる入札

⑬ 入札条件のうち（３）～（７）に違反した入札

（10）入札参加者が１者の場合でも入札を執行する。

（11）暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

①暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

②暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

③発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

④不当介入により履行期限までに業務を完了することができない場合は、その理由を記載した書面を添えて発注者に履行期限の延長の申出を行うこと。

８　契約交渉権者及び契約価格の決定方法

（１）予定価格の範囲内で入札価格を提示した者を契約交渉権者とする。複数の場合は、入札額に従い交渉順位を付す。

（２）　同価格の入札が複数あった場合は、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。（電子媒体：メールによる入札書提出のため、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。）

（３）疾患による関連検査項目について、それぞれの別の受託者が契約交渉権者となった場合について、臨床検査部による検査項目の受託者選考を行うため、交渉順位の入れ替えを行うことがある。

（４）契約交渉権者決定後、契約締結までの間に契約交渉権者が入札参加の資格制限、又は参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

9　契約書作成の要否

要する。

10　契約保証金

免除する。

11　その他

この入札に関する問い合わせ先（契約担当部署）

栃木県下野市薬師寺 3311-1

自治医科大学病院事務部用度課用度第一係

ＴＥＬ：０２８５－３６－０１０４

メールアドレス：m-yokota@jichi.ac.jp

※問い合わせはメールにてお願いいたします。

別紙

学校法人自治医科大学業務委託等契約規程（抜粋）

第6条　業務委託等の契約につき一般競争入札に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を参加させることができない。

第7条　次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、3年以内の期間、一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)　契約の履行にあたり故意に役務を粗雑にし、不正の行為をした者

(2)　公正な一般競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(5)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者